

日野第二十一	議案第三十二号	算(第八号)	原案可決	三六四
日野第二十二	議案第三十三号	西住宅地区周辺排水路(シールド部)の		三五八
日野第二十三	閉会中の継続審査申し出について			三九一
日野第二十四	特定事件の継続調査について			三九二
追加日程第一	請願第三号	宅地開発等に伴う公園緑地施設用地費		三五二
日野第二十八	議案第二十八号	負担及び教育施設費負担の軽減に		三二六
諸報告		反対する請願書		三九三
議会運営委員長報告				三九五
追加日程について	(議案第三十四号、議案第三十五号、議案第三十六号、			三四八
陳情第二号から第十一号まで陳情十件)				三九六
追加日程第二	議案第三十四号	「スパイ防止法」制定促進に関する意		三四三
日野第二十六	議案第二十六号	見書		三九七

質疑打ち切り動議 四五九

討論 反対 関米吉君、賛成 村尾栄次君

反対 原敏子君、賛成 田村市郎君

反対 遠藤洋一君

追加日程について(会期の延長) 四七六

追加日程第十五 会期の延長 四七六

延会 四七七

○三月二十七日(土)(第七号)

出欠席議員 四七八

出席説明員 四八〇

議事日程 四八六

開議 四八五

諸報告 四八五

議会運営委員長報告・・・・・・・・・・・・・・四八五

日程第一（議案第三十四号に対する討論・二十六日に続く）・・・・・・・・四八五

討論・・・・・・・・反対・松山・清君・・・・・・・・四八六

日程第二 議案第三十五号 核兵器の全面撤廃と軍備縮小の推進に・・・・四八〇

出席議員 特定事件の継続調査に関する意見書・・・・・・・・原案可決・四九二

議会運営委員長報告・・・・・・・・・・・・・・四九九

追加日程について（議員遠藤洋一君に対する懲罰動議）・・・・・・・・五〇〇

日程第三 議案第三十六号 スパイ防止法制定促進に・・・・四九六

反対する決議・・・・・・・・・・・・・・四九六

日程第四 陳情第二号 「スパイ防止法」制定に・・・・四九六

反対する陳情書・・・・・・・・・・・・・・四九六

日程第五 陳情第三号 「スパイ防止法」制定反・・・・三九六

対に関する陳情書・・・・・・・・・・・・・・三九六

日程第六 陳情第四号 スパイ防止法制定に反対・・・・四九六

新吉ふ英安・・・・五二二

する陳情書

日程第七 陳情第五号 スパイ防止法制定反対に・・・・五一四

関する陳情書・・・・・・・・・・・・・・五一四

日程第八 陳情第六号 「スパイ防止法」制定反・・・・五一〇

対に関する陳情書・・・・・・・・・・・・・・五一〇

日程第九 陳情第七号 「スパイ防止法」制定反・・・・五〇六

対に関する陳情書・・・・・・・・・・・・・・五〇六

日程第十 陳情第八号 「スパイ防止法」制定反・・・・五〇六

対に関する陳情書・・・・・・・・・・・・・・五〇六

日程第十一 陳情第九号 「スパイ防止法」制定反・・・・五〇〇

対に関する陳情書・・・・・・・・・・・・・・五〇〇

日程第十二 陳情第十号 「スパイ防止法」制定反・・・・五〇二

対に関する陳情書・・・・・・・・・・・・・・五〇二

日程第十三 陳情第十一号 「スパイ防止法」制定反・・・・五〇二

日誌第三十三 對に關する陳情書 備忘 八五

追加日程第一 議員遠藤洋一君に対する懲罰動議 五〇二

日誌第三十二 (遠藤洋一君除斥) 五〇六

○三月三十日(火) (第八号) 五〇〇

出欠席議員 五〇七

出席説明員 五〇九

議事日程 五一〇

開議 五一一

議會運営委員長報告 五一一

日程第一 議員遠藤洋一君に対する懲罰動議(審査報告) 五一二

戒告と決定 五一二

閉議、閉会 五二四

出席議員は次のとおりである。

一 出席議員は次のとおりである。

一 出席議員は次のとおりである。

一 出席議員は次のとおりである。

一 出席議員は次のとおりである。

(遠藤洋一君除斥)

討論、反対・松山 清君、賛成・村尾栄次君

閉議、閉会、五月九日、市議会、五二四

出席議員は次のとおりである。

一 出席議員は次のとおりである。

一 出席議員は次のとおりである。

一 出席議員は次のとおりである。

一 出席議員は次のとおりである。

一 出席議員は次のとおりである。

一 出席議員は次のとおりである。

十九番	宮沢良一	君
二十一番	小林菊三	君
二十三番	関米吉	君

一 欠席議員は次のとおりである。

十三番 小堺仁七君

欠員は次のとおりである。

集一
回語生

二十番	指田保雄	君
二十二番	負井喜代次	君
二十四番	塩野鉄之助	君

- 2 -

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事會
局長
木田
進君

主事島田幸治君

臨事速
記事務
大内博之君
補佐員

出席説明員は次のとおりである。

市
長田村匡雄君

助
役
古谷徳男君

收入役高水 求君

教育長 森田 猛君

企画財政部長 生子 国利 君

総務部長 浅見裕康君

市民部長井上久男君

福祉部長 須崎進君

建設部長内田和雄 君

教育次長 八木房雄君

監査委員事務
局長事務取扱
木田 武

選舉管理委員會事務局長
篠崎 寛

参
事

篠崎 寛君

— 3 —

一 本日の議事日程は次のとおりである。

昭和五十七年第一回福生市議会定例会議事日程

開議日時 三月九日(火) 午前十時

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 市長の施政方針演説

日程第四 一般質問

日程第五 議案第十号

福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第六 議案第十一号

福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

日程第七 議案第十二号

福生市都市計画税条例の一部を改正する条例

日程第八 議案第十三号

福生市児童遊園条例の一部を改正する条例

日程第九 議案第十四号

福生市福祉会館条例の一部を改正する条例

日程第十 議案第十五号

福生市福東会館条例の一部を改正する条例

日程第十一 議案第十六号

福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第十七号

福生市都市公園条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第十八号

昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第七号)

日程第十四 議案第十九号

昭和五十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)

日程第十五 議案第二十号

昭和五十六年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計補正予算(第四号)

日程第十六 議案第二十一号

昭和五十六年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)

日程第十七 議案第二十二号

昭和五十六年度福生市受託水道事業会計補正予算(第四号)

日程第十八 議案第二十三号

昭和五十七年度福生市一般会計予算

日程第十九 議案第二十四号

昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計予算

日程第二十 議案第二十五号

昭和五十七年度福生市福生都市計画事業福生土地地区画整理事業会計予算

日程第二十一 議案第二十六号

昭和五十七年度福生市下水道事業会計予算

日程第二十二 議案第二十七号 昭和五十七年度福生市受託水道事業会計予算

日程第二十三 議案第二十八号 市道路線の認定について

日程第二十四 議案第二十九号 専決処分事項の指定について

日程第二十八 市長の施政方針演説

日程第三十 議案第三十二号 昭和五十六年度福生市受託水産事業会計予算

日程第三十一 議案第三十三号 昭和五十六年度福生市受託水産事業会計予算

日程第三十二 議案第三十四号 昭和五十六年度福生市受託水産事業会計予算

日程第三十三 議案第三十五号 昭和五十六年度福生市受託水産事業会計予算

日程第三十四 議案第三十六号 昭和五十六年度福生市受託水産事業会計予算

日程第三十五 議案第三十七号 昭和五十六年度福生市受託水産事業会計予算

日程第三十六 議案第三十八号 昭和五十六年度福生市受託水産事業会計予算

日程第三十七 議案第三十九号 昭和五十六年度福生市受託水産事業会計予算

日程第三十八 議案第四十号 昭和五十六年度福生市受託水産事業会計予算

午前十一時三十分 開会・開議

○議長(末次性男君) ただいまから昭和五十七年第二回福生市議会定例会を開会いたします。

これより今日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(末次性男君) 日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第百三十二条の規定により、

議長において

二番 仲村清信君

三番 加藤謹之助君

四番 高水惣八君

以上三名を指名いたします。

○議長(末次性男君) この際、報告事項がありますので、事務局長

をして諸般の報告をいたさせます。

(森田議会議務局長報告)

- 一、昭和五十七年第一回福生市議会議定例会の招集について(別添参照)
 - 二、議案の送付について(別添参照)
 - 三、専決処分事項の指定について(別添参照)
 - 四、請願書の受理について(別添参照)
 - 五、陳情書の取り下げ願について(別添参照)
 - 六、議案説明員の出席要求について(別添参照)
- 議長(末次性男君) 以上で報告は終わりました。

○議長(末次性男君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 小林菊三君 登壇)

○議会運営委員長(小林菊三君) 御指名をいただきましたので、去る三日

全委員の出席により開催いたしました議会運営委員会の結果について報告をいたします。

まず、本定例会に提案されます議案でございますが、市長から議案第十号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例ほか十八件。議員より提案された議案第三十九号専決処分事項の指定についての計三議案であります。

なお、ほか一般質問については、遠藤洋一議員ほか五名から通告

され、また市長より施政方針演説の申し入れがされております。
日程につきましては、慣例に従い、まず市長の施政方針演説を最初にお願いたし、次に一般質問を通告順にお願いをいたし、議案につきましては、条例の一部改正、補正予算、当初予算、市道路線の認定をお願いをいたし、最後に議員提案であります専決処分事項の指定についてもお願いするにといたしました。

次に、議案の取り扱いでございますが、議案第十三号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例、議案第十七号福生市都市公園条例の一部

を改正する条例及び議案第二十九号専決処分事項の指定については、慎重に審査の上、即決をお願いすることとしたし、その他の議案については、お手元に御配付の付託表のとおり各委員会に付託することといたしました。

なお、議案第二十三号昭和五十七年度福生市一般会計予算については、特別委員会を設置して審査願うことといたしました。また、議案第十一号福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例及び議案第十一号福生市都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、関連がありますので一括上程の上、御審議願うことといたしました。

次に、会期であります。一般質問の通告時間、議案審査等を勘案した結果、本日及び明日を本会議とし、各委員会審査については、予算審査のための特別委員会もありますので、二十六日を最終日とする十八日間と決定いたしました。

なお、全員協議会であります。議会側としては、特別委員会設置に伴う協議事項があり、理事者側も三月期における議員職員の期末

手当についてをお願いしたい旨の申し入れがありますので、本日の本会議終了後に全員協議会を開催することといたしました。

以上でございますが、今次定例会は新年度予算等審査するきわめて重要な議会であり、議員各位の御協力により円滑に議事運営ができますようお願いを申し上げ報告いたします。

○議 長（末次性男君） 以上で委員長報告は終わりました。
お諮りいたします。

会期につきましては、ただいま委員長から報告されたとおり、三月九日から三月二十六日までの十八日間と決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は十八日間と決定いたしました。

○議 長（末次性男君） 日程第三この際、市長から昭和五十七年度の施政方針について、その大綱を説明するための発言の申し出がありましたので

これを許します。

(市長 田村匡雄君 登壇)

○市長(田村匡雄君) 大変に貴重な時間を、発言の場を許していただきまして、本当にありがとうございます。

昭和五十七年第二回定例議会を開催するにあたり、私の市政に対する所信の一端と、新年度の施政大綱について申し述べさせていただきます。近年、首都近郊都市として、進展の著しい本市におきましては、都市的要素が年々増すごとに、一方では次々と新たな課題が提起されております。

昭和六十年代の都市像「活力ある市民のまちづくり」に向け、積極的に行政推進に努めていかなければならないと意識するとともに、行政の立場、あるいは都市の経営という視点に立ち、自治体運営に努めていかなければならないと痛感いたします。

近年、市政に対する市民の意識は、複雑多岐にわたり、その水準は高度なものとなっております。このような状況の中にあつて、市政を推進

していくにあたり、議員各位並びに市民各位の深い御理解と力強い御協力を賜り、円滑な市政運営が進められることを心から感謝申し上げます。

ここに、新年度を迎えるにあたり、都市基盤の整備、教育文化、施設の充実等、市民福祉の向上を目指し、快適で安全な市民生活を営むための施策に力を注いでまいりたいと存じます。私から申し上げるまでもなく、国の行政改革を初めとし、都の予算編成を見ましても、きわめて厳しい状況にあり、自主財源の乏しい本市にあつては、過去に例のないような厳しさが一般に増すものと考えますが、市の状況を訴えまして、国及び都に対し、補助金等の財源確保と、受益者負担の適正化等による財源基盤の確立に努め、市民からの貴重な財源を計画的かつ、有効適切に運用し、行政の低下を招かないよう努力し、活力ある行政運営を図ってまいりたいと存じます。

また、市政運営を進める上で、回避することのできない重要課題に、市の三分の一を占める横田基地の問題がございますが、国の条約に基き置き置かれて以上、国策を待つほかないと考えておりますが、基地と綿密な連絡を図り、可能な限り基地からの障害をやわらげるよう